

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年7月22日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ベトナム国ソンラ省土砂災害対策計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：ベトナム国ソンラ省土砂災害対策計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00342

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者で行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年7月22日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ベトナム国ソンラ省土砂災害対策計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。
(全費目課税)
- (4) 契約履行期間（予定）：2026年9月 ～ 2027年10月
先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。
- (6) 前金払の制限
本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。
具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
 - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。
 - 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の6%を限度とする。
- (7) 部分払の設定²
本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。
 - 1) 2026年度末（2027年3月頃）

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

無償資金協力部 業務第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 7 月 28 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 7 月 29 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 8 月 3 日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026 年 8 月 7 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026 年 8 月 28 日 10 時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。（URL：

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

1) 消極的資格制限

2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び 2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/jL1qCYagZh>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf) ただし、入札書は電子入札システムを使用しています。

1) プロポーザル

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (消費税は除きます。) を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位 1 位となった競争

参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

1) プロポーザル・見積書・別見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>）

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 90 点、価格評価点 10 点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙3「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となり

ます。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。

総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそ

れがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- （2）本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章 1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	業務全体を通じた効率的・効果的な調査による、調査期間短縮方法の提案（特に、調査対象範囲・雨季・旧正月等を踏まえた現地再委託業務から国内解析/概略設計までの工程。また、先行技術協力プロジェクトの最終報告書に記載された土地収用等の課題を踏まえた対策等）	第3条(3), (10)
2	先行技術協力プロジェクトで作成した砂防基本計画に基づく効果的な砂防ダムの設置地点及び工法の選定手順・設計方針	第3条(6)
3	本邦企業の優位性担保の方法（材料、施工、維持管理アドバイス）	第4条(11), (12)
4	自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、調査方法、仕様、数量等）	第4条(4)

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならない

よう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されとの誤解を与えないよう留意すること。
- JICA サステナビリティ方針に基づく全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す等の目標を踏まえ、可能な範囲で、建設する建造物の施工・維持管理段階での温室効果ガス排出量の最少化、気候変動の影響に対する強靱化を行うよう留意すること。

(2) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

☒ 協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

☒ 同「補完編（土木分野）」（2025年9月）

☒ 同「補完編（建築分野）」（2025年9月）

☒ 同「機材編」（2025年9月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

☒ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

☒ JICA 不正腐敗防止ガイダンス

☒ 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版

☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版

☒ ソフトコンポーネント・ガイドライン

☒ ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下「安全管理ガイダンス」という。）

☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

☒ 進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)

☒ Project Completion Report (PCR)

☒ JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）

② 配付資料(契約締結後に配付)

(ア) 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領(2025年9月)(以下「カテゴリ B 執筆要領」という。)

(3) 計画策定のプロセス³

- 本事業では、後述の技術協力を通じて策定された計画に沿って、ベトナム国ソラ省ナムパム流域（約 36.2km²）を対象に 11 基の砂防ダムを整備することを想定する（調査を通じて増減の可能性あり）。
- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。
- なお、各回現地調査については、JICA 本部からも調査団員が一週間程度ずつ参加する想定である。効率的・効果的な調査をするため、より最適と考える現地調査回数や渡航団員構成等について代案がある場合、提案を行うことを可とする。
- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。
 - 1) 第 1 回現地調査派遣前（対処方針会議）
 - ・ 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。
 - 2) 第 1 回現地調査帰国時（帰国報告会）
 - ・ 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、概略設計を検討する。
 - ・ 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。
 - 3) 第 1 回現地調査帰国後（設計・積算方針会議）
 - ・ 後述する技術協力では現地企業によってパイロット砂防ダムを施工できている実績や、現地調査結果を踏まえ、本邦企業の参画・本事業の施工を見据え、設計・調達・積算方針について関係者を含めた協議を行う。なお、設計・積算審査後に先方政府から設計変更等の要望/打診が発生することを避けるため、本段階で先方政府側に対して設計方針の説明を行い、基本合意を取り付ける。
 - 4) 企業説明会
 - ・ 無償本体事業の業者調達において、入札の競争性を求める観点で、調査の前提・状況・成果見込み、本体事業に関する公開可能な情報等を取りまとめ、業界団体、および企業に対し説明を行う。
 - 5) 第 2 回現地調査派遣前（対処方針会議）
 - ・ 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。
 - 6) 概略設計協議帰国時（帰国報告会）
 - ・ 先方政府と「準備調査報告書（案）」の協議の結果を報告する。

(4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提

³ 別紙2の調査工程(案)を踏まえ、2027 年 11 月閣議への余裕をもった付議を目指し、効率的かつ実現可能な調査計画(ソラ省への移動において最短 3 週間前にパスポート写しの提出を要することを踏まえ、特に第 1 回現地調査～積算審査の工程)や、先行技術協力プロジェクトの最終報告書に記載された土地収用等の課題を踏まえた事業実施計画の策定方針等をプロポーザルにて提案すること。

示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせることを。

- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 「ベトナム北部山岳地域のフラッシュフラッドと地滑りによる被害の対処・最小化のための能力強化プロジェクト」（2021年12月～2026年2月）
 - ② 「防災アドバイザー」（2019年～2026年）
 - ③ ベトナム国「広域・高精度土砂災害シミュレータを活用した早期警戒システムのデジタル化と対策工の費用対効果の可視化（SATREPS）」（2026年～2030年）
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

（６）本業務における地理的な対象範囲⁴

- ☒ 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。
- 土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

⁴ 技術協力プロジェクトを通じて策定された基準書等を指針とし、砂防ダムの配置や工法につき、定量的・論理的な比較検討結果が得られる手法をプロポーザルにて提案すること。

(7) 環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- なお、本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる河川・砂防セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、カテゴリ B に分類されている。
- 初期環境調査報告書（相手国法に基づき求められる場合は環境アセスメント報告書）案（該当する場合は先住民族計画案）の作成支援に係る検討を行う。
- 本事業の被影響住民が JICA 環境社会ガイドライン上の少数民族（先住民族）に該当するか確認する。該当する場合は、先住民族計画案の作成及び情報公開並びに自由な事前の合意の取得支援を行う。なお、少数民族（先住民族）が被影響住民に含まれる場合、カテゴリ変更を要する可能性があるため、速やかに発注者に報告すること。

(8) クラスター事業戦略での本件の位置づけ

☒ 本業務はクラスター事業戦略では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）⁵の「防災・復興を通じた災害リスクの削減」のクラスター事業戦略「事前防災投資実現」に位置づけられるものとして考えている。本事業のインパクトの最大化のため、事前防災投資効果の可視化を追求し、相手国内および周辺国における類似案件への副次的効果も発注者と相談し追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。

(9) 発注者の既存事業との連携可能性の検討

☒ 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

- 想定する既往案件とその連携可能性を以下に列举する。
 - 「ベトナム北部山岳地域のフラッシュフラッドと地滑りによる被害の対処・最小化のための能力強化プロジェクト（2021 年 12 月～2026 年 2 月）」において施設配置計画を策定している（「砂防基本計画」）。またそれに基づいてパイロット的に砂防ダム（1 基）を建設している。今後、本調査を通じ、移動可能土砂または運搬可能土砂量の見直しの可能性も否定はしないが、すでに協議してきた施設配置計画を基に整備したパイロット砂防ダムを含めて整合性は担保する必要があると考えられる。なお、計画土砂量に対して、どの程度の捕捉率を砂防ダムで担保するかについては相手国政府との早々に合意する必要がある点で

⁵保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20 の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

ある。

- 「防災アドバイザー（2019 年～2026 年）」においては、本事業の成果を踏まえ、農業環境省（MAE）の組織体系や所管の基準等に改善の余地がある場合は、発注者にも相談の上、MAE に派遣中の個別専門家「防災アドバイザー」の機能を活用することを検討する。具体的には、ベトナムにおいて砂防事業推進のためには砂防ダム整備に加え、砂防のために支障のある行為を防止する「土地の管理」も必要であり、そのための法的枠組とこれを担う組織体制の整備が必要であるとの課題が明らかになっている。
- ベトナム国「広域・高精度土砂災害シミュレータを活用した早期警戒システムのデジタル化と対策工の費用対効果の可視化（SATREPS）（2026 年～2030 年）」においては、成果の一つとして、TAG_FLOW モデル⁶を活用した土砂災害への構造物・非構造物対策のリスク軽減効果とコスト規模を可視化し、対策ごとの特徴を比較・検討出来る分析手法を開発する予定である。一方、本事業はベトナムでこれから推進されるべき構造物対策による土砂災害リスク削減を体現するものであり、その意味において、相手国政府が構造物対策による災害リスク削減を実現することの便益を理解する一助として、同 SATREPS との連携も摸索する

（10）相手国関係機関の調整⁷

☒本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

ベトナムのガバナンス体制に起因して、協議・決定においてはソンラ省人民委員会及びソンラ省農業農村開発局の関与が大きい。本事業における建設候補地点の検討は先行する技術協力プロジェクトにて作成した「砂防基本計画」及びパイロット砂防ダムとの整合性を担保しつつ、最終的な合意形成にはソンラ省の関与も必要となる。

また、インセプション・レポートなどの各種打合せに際してはソンラ省人民委員会及びソンラ省農業農村開発局にも情報共有を行いつつ本業務にあたる。一方で、中央政府としての関与が弱まると、他省への展開が推進されない可能性もあり、加えてあくまでも災害リスク削減については相手国中央政府のリーダーシップは欠かせず、JICA として他省に対して事業を無限に継続することも不可能である。その点は最大限考慮して、JICA ベトナム事務所、個別専門家防災アドバイザーと相談しつつ、中央政府と省政府への貢献をバランスよく模索する。

また、調査実施及び調査後の各種プロセスにおいてベトナム政府内で必要となる手続きについて前広に事業実施機関との間で確認すること。

第4条 業務の内容

（1）業務計画書の作成

- 1) 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。

⁶ 降雨に起因する浸透水・表流水・浸食量の簡易予測に使用されるモデル。

⁷ ベトナムでは行政手続きに時間を要することを前提に、ベトナム側の行政手続きも踏まえた効率的かつ実現可能な調査計画をプロポーザルにて提案すること。

2) 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの作成・説明

- 1) 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- 2) 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。

- 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
- 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

(4) 自然条件調査⁸

☒概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査を行う。なお、既存事業「ベトナム北部山岳地域のフラッシュフラッドと地滑りによる被害のための対処・最小化のための能力強化プロジェクト」の業務完了報告書も参照すること。

- 災害履歴（過去の洪水、土砂流出による経済被害、浸水実績、土石流出量等）
- 水理・水文調査（降雨観測データ、土石流出量（洪水流出量、1年間流出土砂量等））
- 地形・地盤高（土地利用状況（国土基本図等）、衛星画像、地形図、数値地図（DEM データ等）、水準点、基準点、地形測量等、砂防ダム建設サイトの上下流・支線の土砂堆積・洗堀状況・植生被覆を含む斜面の状況等の地形の確認、溪床縦断測量、横断測量、平面測量等、砂防ダムの計画に必要な測量等）
- 地質・地盤調査（柱状図等）
- その他必要なデータ

(5) サイト状況調査

☒設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

- 既存施設・機材（先行技プロを通じて整備された砂防ダムおよび関連機器・施設）の利用・稼動状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況等

⁸ 本事業では広域を対象に砂防ダムを 11 基整備する想定であり、その対象地域全域をくまなく調査することは費用・期間面から効率性に欠けると考えられる。については、調査の質を担保しつつ、費用・期間を抑える調査内容につきプロポーザルにて提案すること。

- 設置予定場所状況の調査
- 設置予定場所の広さ、設置予定場所までのアクセス、資機材搬入可能な道路幅、建設資材置き場（工事用ヤード）の広さ等
- 建設用地内及び工事影響範囲にある上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道等
- 上流域
 - ✧ 流域面積
 - ✧ 上流の土地利用状況や崩壊地等の有無
 - ✧ 土石流発生リスクの程度
 - ✧ 流木に関するリスク
- 下流域
 - ✧ 保全の対象（人家、公共施設、橋梁等）

（６）環境社会配慮にかかる調査

☒本業務では以下の対応を行う。

１）初期環境調査

- JICA 環境社会ガイドラインに基づき、初期環境調査（Initial Environmental Examination）として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025 年 9 月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。
- 調査範囲：前述の技術協力プロジェクトを通じて策定された砂防施設整備計画の対象範囲とする。
- 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。
 - バトナム国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ✧ 環境社会配慮（環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開、労働環境（労働安全、労働者の権利を含む）等）に関連する法令や基準等
 - ✧ 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
 - ✧ 関係機関の概要
 - スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
 - ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住人移転・土地取得、労働環境（労働者の権利を含む）等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に、汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データがない場合（例えばデータが古く、現況を示さない場合等。一般的には環境面は 5 年、社会面は 3 年程度）、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
 - 影響の予測
 - 影響の評価及び代替案の比較検討

- 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討
 - 環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成
 - 予算、財源、実施体制の明確化
 - ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）
 - プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂換算トン以上の場合供用段階における排出量推計
- 相手国法制度上、環境アセスメント報告書（又は IEE 報告書）の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書案（又は IEE 報告書案）を作成する。

2) 先住民族計画（該当する場合）

- JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、先方政府による先住民族計画案を作成する。なお、先住民族計画案には、世界銀行 ESS 7 (Guidance Note Appendix A) の記載を踏まえ以下ア)～ケ) の内容が含まれる必要がある。

ア) 社会アセスメントの結果

社会アセスメントを実施し、以下の(a)～(e)を明らかにする。

(a) 先住民族に関する現地法制度、組織体制

(b) 事業地域の概要

(c) 対象先住民族に関する基本情報収集（人口、社会、文化、政治、慣習的、伝統的に利用してきた土地や天然資源等）

(d) ステークホルダー分析及びプロジェクト準備、実施、モニタリングにおける協議方法（当該先住民族の文化を反映し、住民の意見を取り入れるために最も適切と考えられる協議方法を提案すること（コミュニティ内で、プロジェクト活動で差別化されるジェンダーへの影響および潜在的に不利な立場にある、もしくは社会に弱いグループへの影響を考慮する））

(e) プロジェクトの影響（負の影響のみではなく、正の影響も含む）の分析及び影響を受ける人々の数、影響を受ける人々の属性、生計手段や土地、資源の利用、コミュニティ外との交流状況

イ) 先住民族への影響を踏まえた代替案の検討を行う。

ウ) コミュニティとの協議の要約

(a) プロジェクト形成段階に実施され、影響を受ける先住民族コミュニティに対し十分な情報が提供された上で自由な事前の合意（Free, Prior, and Informed Consent。以下「FPIC」という）が得られた協議の要約。少なくともスコーピング段階と調査結果の報告段階の二段階で実施すること。仮に調査開始前に協議が行われていた場合は、議事録を要約する。

(b) 協議では、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われることが必要である。

(c) 協議を実施する際は、十分な情報が提供された上で自由な事前の合意が得られるよう、文化的に適切な手法で開催されることが必要である。住民協議実施方法を工夫し（女性や高齢者等の社会的弱者が参加しやすい環境の提供、協議実施を支援する NGO・コンサルタントの雇用、外部有識者によるモニタリング体制の構築等）、プロジェクトに関する情報は、潜在的な負の影響も含めて全ての関連情報を提示する必要がある。

(d) 住民の意見を十分に確認するために、同一コミュニティを対象に、実施機関の職員が同席せず先住民族計画案の作成を行う NGO のみにて実施される協議及び実施機関の職員が同席する協議の 2 段階の協議が行われることが望ましい。

エ) コミュニティとの協議の枠組み

(a) プロジェクト実施中に行われる影響を受ける先住民族コミュニティからの FPIC を継続的に確保するための協議の枠組み

オ) 先住民族がプロジェクトの便益を享受するための方策

(a) 必要に応じ、プロジェクト実施機関の能力強化策も含め、先住民族が本事業の文化的に適切な社会的・経済的便益を享受することを確保するための方策及び手順。

カ) 潜在的な負の影響の緩和、代償するための緩和策

(a) 先住民族への潜在的な負の影響が想定される場合、そうした負の影響を回避、最小化、緩和もしくは代償するための方策を定めた適切な緩和策及び手順を提案する。

キ) 先住民族計画実施のための費用見積り、資金調達計画、スケジュール及び実施体制

ク) 苦情処理メカニズム

(a) プロジェクトの実施により影響を受ける先住民族コミュニティから生じた苦情に対処するための、適切で利用しやすい手続きを提案する。苦情処理メカニズムの計画立案に際して、法的手段や先住民族の慣習的な紛争処理メカニズムの利用可能性を考慮する。

ケ) モニタリング

(a) 先住民族計画の実施に関するモニタリング、評価、報告の適切なメカニズム及び基準。モニタリング及び評価のメカニズムには、影響を受ける先住民族コミュニティとの自由かつ早期の段階から十分に情報を提供した上での協議が含まれている必要がある。

- 先住民族計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。

また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。なお、住民説明会を行う場合には、女性の参加を確保する。

- 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。
 - 社会・ジェンダー分析を行う。
 - 事業の枠組みの中でジェンダー課題やニーズに対応するための設計、施工、運用時の対応を検討し、導入に努める。
- 設計段階では、男女間の同一賃金の確保や女性労働者向けトイレ等労度環境整備等を考慮に入れて検討を行う。
- 実施機関と議論を行い、ジェンダー視点に立った、設計・仕様・取組を担保するための運用・効果指標の設定に努める。
- なお、ベトナム政府からジェンダー関連資料の提出を求められた際には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

(8) 障害配慮に関する検討・計画

☒本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(9) 気候変動対策案件・生物多様性保全案件としての検討

☒事業計画に当たって、気候変動対策（緩和・適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。

☒「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。なお、気候変動リスク評価に使用した根拠資料（リスクツリーや裨益人口算出の考え方等）を発注者に提出すること。

☒生物多様性の主流化に資する対応策を可能な範囲で行う。

(10) JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合（特に脱炭素化）に関する検討

☒JICA サステナビリティ方針への整合性の確認

「JICA サステナビリティ方針」で定める「全新規事業をパリ協定に整合する形で実施する」との目標を踏まえ、本事業の位置づけを以下の観点で検討する。なお、下記①の検討結果については報告書には記載せず、発注者が受注者に配布する様式に沿って、別途発注者に提出する。

① 「国が決定する貢献（NDC）」と矛盾がないか

- 本事業で使用される技術が当該国の最新の「国が決定する貢献（Nationally

Determined Contribution: NDC)」において、明確に投資対象外とされている技術でないかを確認する。

- また、その他の NDC の前提となる気候変動やエネルギー政策における本事業の位置づけを確認する。

(11) 調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。
 - 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
 - 現地国内及び第三国からの調達期間、調達価格、品質の調査
 - 第三国を通過する場合を含めた通関手続き、免税手続きの整理
 - スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
 - 第三国調達の可能性の検討
 - 調達上の留意事項のとりまとめ
 - 調達、据付に関する、日本側と相手国側負担事項の区分の明確化
 - 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(12) 施設、設備、機材計画調査⁹

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 現地調査検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。前述技術協力プロジェクトのパイロット事業が現地企業によって施工された実績を踏まえ、日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。

(13) 基本計画／概略設計図の作成

- 第1回現地調査から施工までに要する期間、およびその間の雨季やその他開発計画等を踏まえた検討を行う。
- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 概略設計や後工程における手戻りを可能な限り削減するため、基本計画や概略設計方針、概略設計中間時等において、適宜先方政府の基本合意を得る。
- 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の平面図／縦断図／標準断面図の図面を含める。
- 河道の平面形・縦断・横断形については、現状を踏襲するのではなく、安全に洪水と土砂を流すことを想定した適切な形状を検討する。

⁹ パイロット事業を通じて現地企業でも施工できる工事内容であることに鑑み、本事業において本邦の企業・技術等を活用する観点で、ベトナム側が納得する比較検討・説明手法をプロポーザルにて提案すること。

(14) 施工計画の立案

☒以下の施工計画について検討・作成する。

- 施工方針
- 施工上の留意事項（特に調達・施工等が雨季や旧正月と重なる際のリスク整理・分析・対処方法）
- 施工区分（相手国負担工事との区分）
- 品質管理計画
- 資機材調達計画（搬入経路、現場間の移動方法含む）
- 仮設計画（必要に応じて）
- 実施工程
- 資材ヤード・建設ヤード、資機材搬入経路等の用地候補に係る検討
- 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
- 施工監理計画
 - 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

(15) 事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

(16) 技術支援計画の検討、計画策定

☒本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で広域にわたって複数整備する施設／機材の「円滑な立ち上げ」および「定着可能かつ効率的な運用維持管理」を行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。
- 検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、技術指導を要さないソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

(17) 施工時の工事安全対策に関する検討

☒本業務では以下の対応を行う。

- 発注者から提供される「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。
- 施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に相談する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。

- 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全／労働安全衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の先行調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を検討し、概略設計に反映する。
- 上記安全対策の経費については、概略事業費の積算にあたって適切に計上する。

（１８）内部照査の実施

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計の正確性と品質の確保を目的として、発注者から提供される「内部照査について」に沿って、内部照査を実施し、結果を発注者に提出し、承諾を得る。
- 照査計画及び照査項目は、照査開始に先立って発注者に提示する。

（１９）相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項¹⁰（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。その際、前述の技術協力プロジェクトの最終報告書には土地収用に課題があったと確認されており、その教訓を踏まえた整理を行うもの。
- 特に、砂防施設設置後の適切な維持管理はソラ省農業農村開発局が担う想定であるが、維持管理方法及び左記に必要な費用を確保することを実施機関並びにソラ省人民委員会、ソラ省農業農村開発局と合意、書面での確約を取り付ける。

（２０）免税情報の収集・整理

☒本業務では以下の対応を行う。

- 2026年5月時点で、日越両政府による「無償免税包括協定（仮称）」の締結に向け検討が進められている状況にあり、当該協定の内容や締結状況を踏まえ、以下の事項について適宜対応すること。
- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目¹¹を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。

¹⁰ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項として贈与契約書に記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

¹¹ 無償資金協力事業では免税が原則である。

- 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT 等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
 - 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
 - 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
 - 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

（２１）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

（２２）概略事業費の算出

- 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する¹²。
- 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（２３）想定される事業リスクの検討

☒本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスク（自然条件、行政面、法制度、調達、等々）を特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

（２４）事業の評価指標の検討

¹² 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

（２５）事業概要の本邦企業への説明

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業¹³に対して事業実施に重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会¹⁴を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

（２６）協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。
- なお、本事業の本体の実施に際して、ベトナム政府側における要請や事業承認手続きに必要な情報として、以下を報告書に網羅すること。必要情報の詳細については第1回現地調査時から実施機関側とも確認の上最終化すること。
 - 事業の必要性及び目的、建設位置、土地利用面積、構造物の規模
 - 事業の実現性及び効率性、上述の目的への適合性及び事業の特性
 - 総事業費、資金スキーム
 - 用地取得、敷地整備及び再定住（該当する場合）に関する事業の影響の評価、施工安全性、環境社会配慮に係る事項
 - 事業主体（発注者）及び事業管理体制、事業実施期間、事業の期分け及び各構成事業（該当する場合）
 - 建設位置、施工区域及びルート、構造物の一覧及び規模、工事の種類、全体施工計画
 - 採用する技術、工法及び設備計画（該当する場合）
 - 建設計画、配置計画、断面図、立面図、寸法及び主要構造に関する設計内容
 - 施工方法、使用予定の主要資材、各工事の建設費見積り
 - 施設内外の技術インフラ接続計画
 - 概略設計の策定に用いる適用基準、及び測量結果

（２７）協力準備調査報告書（案）の説明

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に

¹³ OCAJI 等の関連業界団体を含む

¹⁴ 事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等。

説明する。

- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

（２８）協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）¹⁵も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

第５条 成果品

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

¹⁵ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和	Word・PDF	-
インセプション・レポート（案）	契約締結後 10 営業日以内	和	Word	-
インセプション・レポート	第 1 回現地調査前	和	PDF	-
		越	PDF	-
環境チェックリスト（調査方針）	契約締結後 2 カ月以内	和	電子データ	-
第 1 回現地調査結果報告書	第 1 回現地調査後 10 営業日以内	和	MS office format	-
概要資料（案）	第 1 回現地調査後 10 営業日以内	和	MS office format	-
環境チェックリスト（設計方針会議用）	第 1 回現地調査後 10 営業日以内	和	電子データ	-
照査チェックリスト	国内解析後 10 営業日以内	和	MS office format	-
協力準備調査報告書（概略設計協議用）（案） （環境社会配慮部分含む）	国内解析後 10 営業日以内	和・英	Word	-
初期環境調査報告書／環境アセスメント案（該当する場合、先住民族計画案）	国内解析後 10 営業日以内	英・越	電子データ	-
協力準備調査報告書（概略設計協議用）	第 2 回現地調査前	和	Word	-
		越	Word	-
Project Completion Report (PCR)（暫定版）	第 2 回現地調査後 10 営業日以内	英	Word	-
免税情報シート	第 2 回現地調査後 10 営業日以内	和	MS office format	-
機材仕様書（案）	第 2 回現地調査後 10 営業日以内	和	MS office format	-
協力準備調査報告書案	第 2 回現地調査後 10 営業日以内 もしくは契約履行期限 1 か月前 いずれか早い方	和	Word	-
		越	Word	-
協力準備調査報告書（先行公開版）	契約履行期限末日	和	Word・PDF	-
協力準備調査報告書（最終成果品）	契約履行期限末日	和	製本	2
		英	製本	1
		越語	製本	3
		和・英・越	PDF	1
		和・英・越	CD-R	1
概略事業費積算内訳書（最終成果品）	契約履行期限末日	和	MS office format	-
			CD-R	1
			簡易製本	1
機材仕様書（最終成果品）	契約履行期限末日	和・英	MS office format	-
		越	CD-R	-
			PDF	-
調査データ	契約履行期限末日	和	電子データ	-
デジタル画像集	契約履行期限末日	和	MS office format	-

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

➤ 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

➤ 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

➤ 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 完了報告書の初版

➤ 「PCR（暫定版）」に示された内容

(5) 内部照査チェックリスト

➤ 「内部照査について」に示された内容

(6) 調査データ

➤ 位置情報¹⁶の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。

➤ ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。

➤ Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

(7) 環境社会配慮に関する資料

① 環境チェックリスト（調査方針）

記載内容：第4条（6）「環境社会配慮に係る調査」①「初期環境調査」（該当する場合、②「先住民族計画」）に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

② 環境チェックリスト（設計方針会議用）

記載内容：第4条（6）「環境社会配慮に係る調査」①「初期環境調査」（該当する場合は：②「先住民族計画」）の暫定結果を環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

③ 初期環境調査報告書／環境アセスメント案（該当する場合は先住民族計画案）

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

④ 協力準備調査報告書案（環境社会配慮部分）

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

⑤ 協力準備調査報告書（先行公開版）

国際協力環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトにて情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない先行公開版報告書として作成する。

第6条 再委託

¹⁶ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

☒本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	地形測量	縦横断測量、航空測量や LiDAR 測量等（航空機もしくはドローン）	一式	定額計上
2	地質・地盤調査	建設予定敷地内ボーリング調査等	一式	定額計上
3	環境社会配慮調査	第 4 条（6）参照	一式	定額計上

第 7 条 機材の調達

☒本業務では、以下の対応を行う。

- 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。
- 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

第 8 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

事業概要書

1. 基本情報

- (1) 国名: ベトナム社会主義共和国(以下、「同国」という。)
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名: ソンラ省ムオンラ県(人口約 10.6 万人)
- (3) 案件名: ソンラ省土砂災害対策計画(The Project for Sediment-Related Disaster Risk Reduction in Son La Province)
- (4) 事業の要約: ソンラ省ムオンラ県内のナムパム流域を対象に、砂防ダムを建設するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における防災セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

同国では、気候変動の影響による降雨の激甚化に伴い洪水が増加傾向にあり、山間部では土砂災害が局所的に大きなインパクトを与える災害となっている(天然資源・環境省、2021)。同国の土砂災害の 9 割が北部山岳地域で発生している。特にソンラ省ナムパム流域での土砂災害による被害は顕著であり、例えば 2017 年にはナムパム流域をはじめとしたムオンラ県内において大規模な土石流及び土石流に伴う土砂・洪水氾濫が同時に発生し、死者・行方不明者 50 名以上、総額 1 兆 VND(約 42 億円)以上の被害が出た。また、2023 年 7 月末から 8 月初旬の豪雨でも、同ナムパム流域で土砂災害が発生し、省道等のインフラ並びに地域住民が被災した。

同国政府は、2007 年に「国家防災戦略 2020(National Strategy for Natural Disaster Prevention, Response and Mitigation to 2020)」を策定し、国家風水害対策委員会(Central Committee for Flood and Storm Control:CCFSC)を中心とした防災組織体制の強化に取り組んできた。また、2013 年には「防災法」を制定し、2017 年 8 月には農業農村開発省(Ministry of Agriculture and Rural Development。以下、「MARD」という。)に防災総局(Vietnam Disaster Management Authority。以下、「VNDMA」という。)(現ベトナム堤防管理・防災局(Vietnam Disaster and Dyke Management Authority。以下、「VDDMA」という。))を設立するなど防災体制の強化による気候変動適応策を推進してきた。しかし、同国の土砂災害に関する法制度整備は緒に着いたばかりであり、同国では砂防ダムの施工実績もなく、土砂災害リスク削減のための砂防施設建設の推進に課題がある。

そこで同国政府は、国土交通省と MARD が 2013 年から開催している「防災協働対話」の土砂災害対策促進協議を契機に、2024 年までに日本の河川砂防技術基準に基づく砂防施設の試験施工に着手することを 2019 年に決定した。同決定に基づき、我が国に対し技術協力を要請し、「北部山岳地域のフラッシュフラッドと地すべりによる被害の対処・最小化のための能力強化プロジェクト」(2020-2025)」の協力を得て、砂防基本計画の策定、小規模砂防ダム 1 基の試験施工及び同国向け砂防技術基準の策定を進めている。

このような状況下、ソンラ省ムオンラ県内のナムパム流域において、砂防基本計画に記されている残りの砂防ダム群を建設し、面的なシステムとしての有効性評価や、建設に係る技術移転を図った上で他地域に展開したい考えから、2023 年 10 月に MARD 副大臣から砂防ダム群の建設に係る要望が示された。このことから「ソンラ省土砂災害対策計画」(以下「本事業」

という。)は、気候変動適応策の推進、同国決定に従って作成された砂防基本計画に基づく砂防ダム群整備による事前防災投資の推進のためにも、優先度の高い事業と位置付けられている。

(2)防災セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け(特に自由で開かれたインド太平洋(FOIP)等の主要外交政策との関連)

対ベトナム社会主義共和国国別開発協力量針(2017 年 12 月)では、重点分野として「脆弱性への対応(成長の負の側面への対応)」を掲げている。また、対ベトナム社会主義共和国 JICA 国分析ペーパー(2025 年 3 月)では、重点分野「脆弱性への対応」を掲げ、「気候変動・災害・環境破壊等への脅威への対応」が重要としており、本事業はこれら方針・分析に合致する。さらに、JICA グローバル・アジェンダ「気候変動」で協力量針に掲げる「コベネフィット型気候変動対策」並びに「防災・復興を通じた災害リスク削減」で掲げるクラスター事業戦略「事前防災投資実現」を挙げており、本事業はこれに合致する。

加えて、本事業は、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の「インド太平洋流の課題対処」の「気候・環境」及び「防災・災害対処能力」に位置付けられる。

(3)他の援助機関の対応

当該分野は、韓国、台湾、ノルウェー等が、北部山岳地域の早期警報研究を実施しているが、砂防ダム建設を含む土砂災害対策等の事前防災投資に係る取組みの実績はない。

(4)本事業を実施する意義

本事業は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、砂防施設の整備により土砂災害のリスク削減及び同地域経済の安定並びに都市部と地方部の格差是正、また、気候変動適応策による気候変動とその影響への緊急の対処に資するものであり、SDGs ゴール 1、11 及び 13 に貢献することから、本事業の実施を支援する必要性は高い。さらに、本事業は「仙台防災枠組 2015-2030」の優先行動 3「強靱性のための災害リスク削減への投資」にも貢献する。

また、同国では、土石流により山岳地域の住民は度々甚大な被害を受けており、人間の安全保障の観点から同住民の自然災害などによる個人の尊厳、生命、生活に対する脅威への対応が必要である(「人道上のニーズ」)。本事業は、「防災協働対話」を通じた二国間関係の強化に寄与する(「外交的観点」)ほか、気候変動による自然災害に対して高い脆弱性を抱える山岳地域(「環境的脆弱性」)に対して、我が国の環境・気候変動対策や防災技術の活用を通じた地球規模課題への貢献(「地球規模課題への対応」)が可能であり、無償資金協力として本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1)事業概要

① 事業の目的

本事業は、ソララ省ムオンラ県内のナムパム流域において、砂防基本計画に基づく砂防ダムを建設することにより、当該地域の土石流災害のリスク削減を図り、もって地域経済の安定及び住民の生活の質向上に寄与するもの。

② 事業内容

ア) 施設、機材等の内容:砂防ダム複数基他(協力準備調査にて詳細確認)

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容:詳細設計、入札補助、

施工監理、維持管理能力向上等

ウ) 調達・施工方法:本邦技術の一つである鋼製スリットを含む一部資材を日本で調達し現地に輸送し施工する(協力準備調査にて詳細確認)

③ 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者:ソンラ省ムオンラ県ナムパムにおいて本事業により被災リスクが減少するコミューンの住民(約 4,800 人)

最終受益者:ナムパム河川流域の住民(協力準備調査にて詳細確認)

④ 他の JICA 事業との関係:同国向け技術協力「北部山岳地域のフラッシュフラッドと地すべりによる被害の対処・最小化のための能力強化プロジェクト」(2020-2025)では、小規模砂防ダム 1 基の試験施工を通じ、同国向け砂防技術基準を策定するが、本事業は同基準を活用した設計の適用を想定しており、相乗効果の発現が期待できる。また、MARD に派遣中の個別専門家「防災アドバイザー」を通じて、MARD に対する日本の防災経験及び知見を共有するなどしており、本事業の成果を踏まえた法体系・基準など行政面の強化についても助言を行っていく。

(2)事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制:農業農村開発省(Ministry of Agriculture and Rural Development:MARD)ベトナム堤防管理・防災局(Vietnam Disaster and Dyke Management Authority:VDDMA)

② 他機関との連携・役割分担:ソンラ省人民委員会(Son La Provincial People's Committee)、ソンラ省農業農村開発局(Department of Agriculture and Rural Development:DARD)

③ 運営／維持管理体制:ソンラ省 DARD が運営維持・管理の責任機関となる。維持管理主体や体制、予算配布は協力準備調査で詳細を確認する。

(3)安全対策:協力準備調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

(4)環境社会配慮 カテゴリ分類 ☐A ☒B ☐C ☐FI

(5)横断的事項:本事業は気候変動対策の適応策に資する可能性があるため、協力準備調査にて詳細を確認する。

(6)ジェンダー分類:【確認中】☒GI(ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<分類理由>協力準備調査にて、ジェンダー課題、対応する取組案及び指標案を策定・確認するため。

(7)その他特記事項:本事業により土砂災害の脅威から保護することは、対象の山岳地域の住民の安全保障の観点からも重要である。

4. 事業効果

(1) 定量的効果(協力準備調査にて詳細確認)

指標名	基準値 (2017 年実績値)	目標値(2034 年) 【事業完成 3 年後】
土石流災害による被害家屋数(100 年超過確率降雨以下の場合)(戸)	415	協力準備調査にて 詳細確認
ナムパム流域にて土石流災害により発生する可能性のある流出土砂量(m ³)	572,000*	協力準備調査にて 詳細確認

*技術協力「北部山岳地域のフラッシュフラッドと地すべりによる被害の対処・最小化のための能力強化プロジェクト」を通じて施工された砂防ダム 1 基の貯砂容量 57,000(m³)を除く。また本基準は 7 基相当の対象範囲であり、11 基を対象とした場合の基準値を再考する必要がある。

(2) 定性的効果:土砂災害被害削減による地域住民の生活の質の向上及び安全保障の確保
(協力準備調査にて詳細確認)

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィリピン共和国向け円借款「ラオアグ川治水・砂防事業」の事後評価(評価年度 2012 年)等では、堆積した土砂の採掘などについて実施機関の中央政府と地方自治体の間で運営・維持管理に関わる覚書が締結されておらず、地方自治体による運営維持が行われていないことが指摘された。事業効果の持続性向上のためには、地方自治体が実施機関と連携し、防災活動への参加を通じ、地方自治体の意見が適切に反映される体制・仕組みを整えることが重要との教訓を得ている。本事業では、MARD とソラ省の関係を十分に分析し、特に透過型の砂防ダムなどは同様に除石等の対応が欠かせないなど完工後の適切な維持管理に向けた支援を行うことを検討する。

以 上

[別添1]ソラ省土砂災害対策計画 環境社会配慮

[別添2]ソラ省土砂災害対策計画 地図

ソラ省土砂災害対策計画 環境社会配慮

①カテゴリ分類:B

②カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)に掲げる河川・砂防セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

③環境許認可:本事業にかかる環境許認可の要否の確認が必要。協力準備調査で詳細を確認する。

④汚染対策:現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。

⑤自然環境面:現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。

⑥社会環境面:現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。

⑦その他・モニタリング:具体的なモニタリング項目・手法等については協力準備調査で詳細を確認する。

以 上

ソンラ省土砂災害対策計画 地図

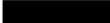


プロジェクトサイト全体位置図

出典:技術協力「北部山岳地域のフラッシュフラッドと地すべりによる被害の対処・最小化のための能力強化プロジェクト業務完了報告書」から抜粋

調査工程（案）

スケジュール案	2026				2027										
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
ICR/積算ブリーフ/派遣前会議															
再委託調査															
OD1/帰国報告															
国内解析・概略設計															
設計・積算審査															
企業説明会															
調書②															
DOD															
成果品とりまとめ提出															
調書③～閣議															

 : コンサルタント現地業務
 : コンサルタント国内業務
 : JICA業務

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：砂防・土砂流出に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙 3 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者/〇〇）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域： 全開発途上国

② 語学能力： 英語

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2026年9月～2027年10月（14ヵ月）

（2）業務量目途

1）業務量の目途

約 23.26 人月

なお、業務従事者構成の検討に当たっては、以下の専門性を持つ従事者を含めること：

- ・ 砂防施設計画
- ・ 土砂流出解析
- ・ 設計
- ・ 水文・水理解析

2）渡航回数の目途：延べ9回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地形測量
- 地質・地盤調査
- 環境社会配慮調査

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- なし

2）公開資料

- ベトナム国北部山岳地域のフラッシュフラッドと地滑りによる被害の対処・最小化のための能力強化プロジェクト業務完了報告書
(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12394441.pdf>)
- 広域・高精度土砂災害シミュレータを活用した早期警戒システムのデジタル化と対策工の費用対効果の可視化詳細計画策定調査報告書（SATREPS）
(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000055869.pdf>)

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	供与有無
1	カウンターパートの配置	有

2	通訳の配置	無 (C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語は英語です）
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

（6）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>)

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案しま

す。

- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

107,775,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について（該当する□にチェック）

☒ **本案件は定額計上があります（28,000,000円（税抜））。**

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	地形測量、地質・地盤調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	20,000,000円	地形測量、地質・地盤調査一式	現地再委託
2	環境社会	「第3章 プロポーザル」	8,000,000円	環境社会配慮	現地再委託

	配慮調査	ル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託		慮調査 一式	託
--	------	--	--	-----------	---

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙3：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	－	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)